

鳥取県スポーツ振興計画(案)

～豊かなスポーツライフの実現に向けて～

目 次

I 鳥取県スポーツ振興計画の概要

1	鳥取県スポーツ振興計画の体系	P 1
2	スポーツ振興の基本的な考え方	P 2
3	振興計画の特徴	P 2
4	振興計画の期間	P 2

II 学校体育・スポーツ活動の充実

1	学校体育・スポーツ活動の現状と課題	P 3
2	学校体育・スポーツ活動の充実方策	P 6

III 生涯スポーツの充実

1	生涯スポーツの現状と課題	P 9
2	生涯スポーツの充実方策	P 11

IV 競技スポーツの総合的な向上

1	競技スポーツの現状と課題	P 15
2	競技スポーツの充実方策	P 17

《参考資料》

用語の解説	P 21
-------	------

2 スポーツ振興の基本的な考え方

少子化・高齢化といった県民の生活を取り巻く社会の変化や、本県におけるスポーツの現状と課題などを踏まえたとき、スポーツが、生涯にわたり心身ともに健全な生活を営む上で不可欠なものとして、ますますその重要性が高まってくると考えられます。

県民が「スポーツをする」ことにより、自分自身を高めたり、交流を深めたり楽しむなど、健康づくりや生きがいづくりへと繋げることができます。また、「スポーツを見たり聞いたりする」ことにより、感動を味わったり、勇気や希望や夢を持つことができます。さらに、「スポーツを支える」ことにより地域等への連帯感や達成感・充実感を共に得ることができます。スポーツには人それぞれのスタイルがありますが、スポーツが文化として定着するよう今後更なるスポーツ振興を図ることが必要と考えます。

今後は、県民が生涯を通じて欠くことのできない文化の一つとして、スポーツを生活の中に定着させることや、健康的な生活を営むために自主的にスポーツに取り組むことができる環境の整備が必要となります。

そのため、様々な年代の人々の豊かなスポーツライフの実現をめざし、心豊かで活動的な地域スポーツ社会の構築に向けたスポーツ振興計画を立案しました。

3 振興計画の特徴

- (1) 県全体のスポーツ振興に関する基本的な計画であり、県民が一体となり、誰もが生涯を通じて、いつでも、どこでも、だれとでも気軽にスポーツに親しみ、楽しめる生涯スポーツ社会の実現を目指す計画です。
- (2) 県民一人ひとりが地域で活動する際の基本計画として、自主的、積極的な参加を促すものです。
- (3) 計画の実施にあたり、県だけではなく市町村及び各種スポーツ団体並びに県民が相互に協力しながら推進するものです。

4 振興計画の期間

平成21年度（2009年度）を初年度とし、平成30年度（2018年度）を最終目標年度とする10ヶ年計画であり、前期を平成21年度から平成25年度（2013年度）まで、後期は平成26年度（2014年度）から平成30年度までとします。前期末時点で振興計画の進捗状況等を評価し、必要に応じて後期振興計画の見直しを行います。

Ⅱ 学校体育・スポーツ活動の充実

1 学校体育・スポーツ活動の現状と課題

学校体育・スポーツ活動は、児童生徒の豊かな学校生活の創造をはじめ、生涯にわたるスポーツライフの基礎を培う上で重要な教育活動です。

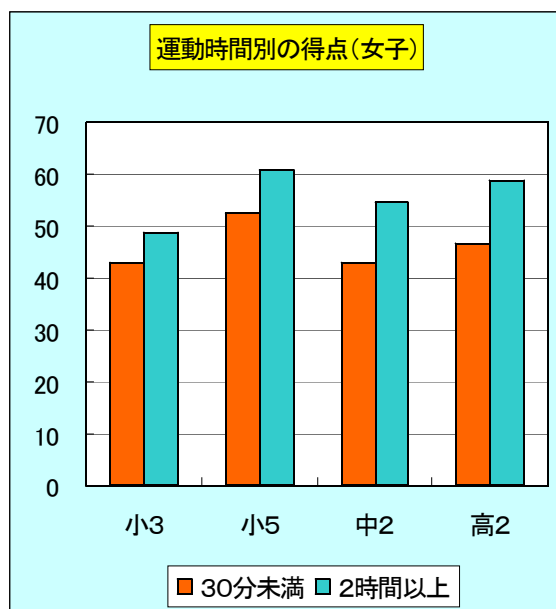
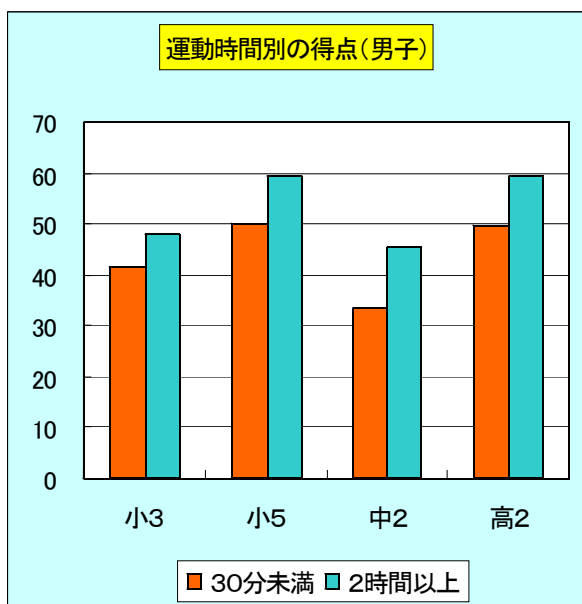
近年、生活環境や生活行動等の変化にともない、体を動かす機会の減少などによる体力の低下や生活習慣の乱れ、ストレスの増大など、児童生徒の心身への影響が深刻化しています。

こうした課題に対して、各学校で実施されている新体力テスト（※1）の結果が全種目で全国平均を上回り、上昇傾向になることを基本目標に、体育の授業や運動部活動をはじめ教育活動全体を通して、児童生徒の体力の向上や豊かな人間性の育成、また、運動やスポーツの楽しさや喜びを享受することにより、生涯にわたってスポーツに親しむ資質を育成することが必要と考えます。

【児童生徒の体力・運動能力】

児童生徒の体力・運動能力は、「生きる力」の源であり、基盤をなすものです。しかし、昭和60年ごろから低下傾向がつづき、その向上を図ることが重要な課題になっています。こうした児童生徒の体力・運動能力の低下は、外遊びや運動・スポーツ活動の時間の減少、生活環境の変化と生活習慣の乱れなど、様々な要因が絡み合っているものと推測されます。

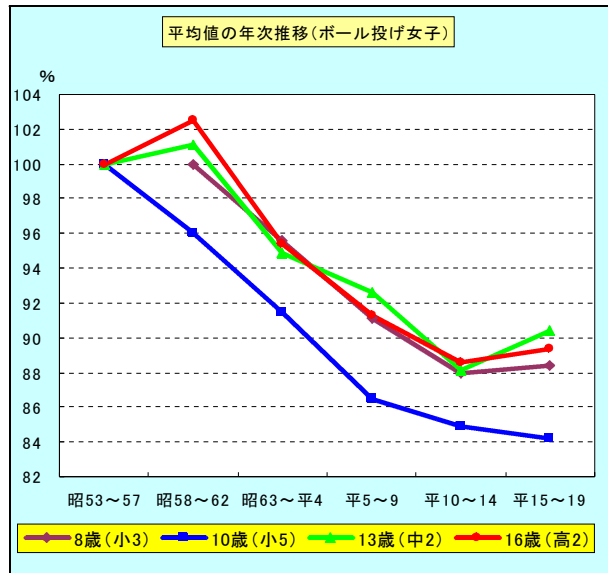
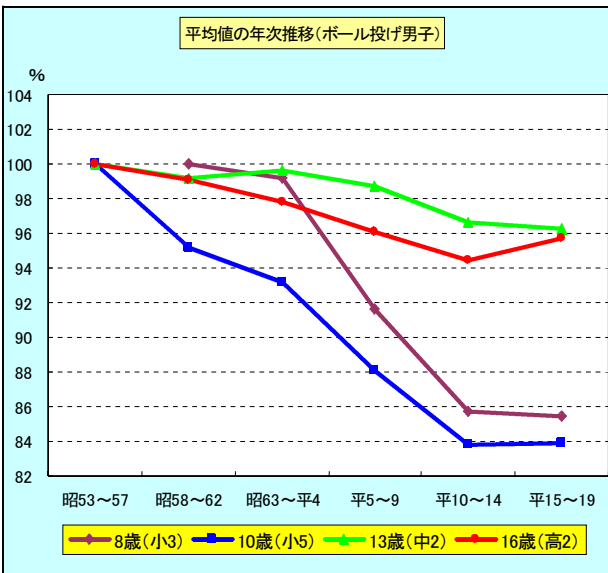
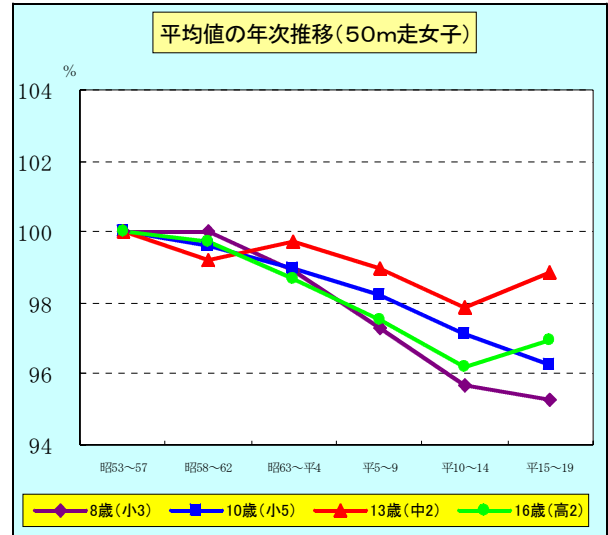
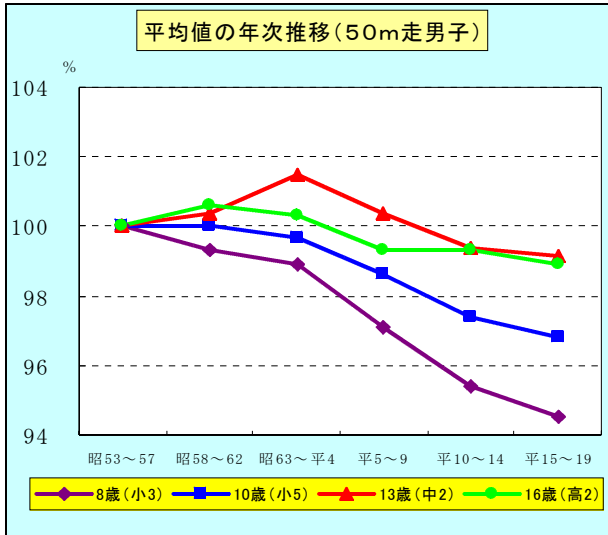
< 1日の運動時間と新体力テスト合計点の関係 >



平成19年度児童生徒の体力づくりより

1日の運動時間が30分未満と2時間以上のものの合計点を比較したグラフです。各学年男女とも2時間以上運動する群が30分未満の群を10点程度上回っています。

＜新体力テスト（50m走・ボール投げ）の平均値の年次推移＞



平成19年度児童生徒の体力づくりより

昭和53年から57年<8歳(小3)については昭和58年から62年>の5年間平均値を100として、以後5年間の平均値の割合を示したグラフです。低下傾向に若干の歯止めがかかりつつある種目や学年があるものの、多くの学年で低下傾向が続いています。

こうした現状を踏まえ、これからは子どもが生涯にわたって健康で豊かな生活を送る基礎を身につけるといった観点から、体力向上のための総合的な方策に早急に取り組む必要があります。

【体育・保健体育学習】

新学習指導要領では、「生きる力」をはぐくむという理念を継承するとともに、変化の激しい社会を生きるために、知・徳・体のバランスのとれた教育の必要性が求められています。さらに、近年の子どもの体力低下や運動習

慣の二極化傾向についての指摘を踏まえ、体育・保健体育学習の充実が一層求められています。しかしながら、体育学習の改善に向けては、各校種において教育課程連絡協議会や学校体育研究団体に情報交換等行っているものの、相互の連携がスムーズに行われているとは言えない状況です。

今後は、12年間を見通した系統性のある体育学習により、すべての子どもが体力を高め、生涯にわたってスポーツに親しむための基礎を培うことが重要な課題です。

【運動部活動（小学生のスポーツ活動を含む）】

運動部活動（小学生のスポーツ活動を含む。以下同様とする。）は、児童生徒が学級や学年を離れて自発的・自主的に活動を展開することにより、協調性や責任感など豊かな人間性を育むとともに、より高い水準の技能や記録に挑戦するなかでたくましい心や体を育むなど、子どもたちの心身の健全な発達に大きな貢献をしています。また、活動を通してより多くの友だちとふれあうことができるなど豊かな学校生活を送る上で大きな役割を果たしています。

しかし、少子化による児童生徒数の減少や価値観の多様化によるスポーツ・運動部活動への参加者数の減少、顧問や指導者の多忙化や専門的知識や技能を持った人材の不足などにより、休・廃部になる運動部があることや入部したい種目の運動部がないこと、大会に勝つことのみを重視した指導などが課題となっています。

今後の運動部活動においては、鳥取県スポーツ振興審議会提言「今後の運動部活動（小学生のスポーツ活動を含む）の在り方について」（平成12年3月23日）に基づき、適切に運営されることが望まれます。

運動部活動の加入率等のグラフ

【学校体育施設】

学校体育施設の開放は、地域のコミュニケーションの場となることはもとより、子どもが安心して運動・遊びができる環境を提供するうえでも重要なことです。今後、地域に開かれた学校づくりを目指す上では、学校施設の余剰部分を地域に開放するといった考えではなく、学校体育施設の共同利用化といった観点から、学校が積極的に開放を進めるなど、地域の教育活動の発展に主導的役割を果たすことが望まれています。

2 学校体育・スポーツ活動の充実方策について

(1) 体育の授業や体育的行事の一層の充実

① カリキュラムの工夫改善

児童生徒が運動の楽しさや喜びを味わうとともに、自己の能力に応じた運動課題を解決する態度を育成します。そのため、学び方や運動技能の系統性を考慮し特色ある年間指導計画や単元計画の作成、創意工夫した教科指導の実践に努めます。また、地域や学校の実態に応じて自然とのかかわりの深いスポーツ活動を奨励します。

② 小・中・高が連携した体育学習

小学校では、運動に対する興味・関心・意欲を育てるとともに、運動が好きになり、運動の楽しさや喜びを味わい、生涯にわたって運動やスポーツに親しみ続けることができるように、その支えとなる力を身につけるよう努めます。

中・高等学校では、様々な運動の中から自己の能力・適正、興味・関心等に応じて選択する能力を育成するとともに、自発的・自主的な運動への取り組み方や運動の楽しさを深く味わうための学習のしかた等、生涯にわたって運動やスポーツを計画的、継続的に親しんでいくための力を育成するよう努めます。

また、各学校種の授業を相互に公開したり、中学校区規模の範囲で、小・中・高等学校が地域の実態に応じた連携を推進するよう努めます。

授業写真

③ 教員の指導力向上

公開授業や研究授業など、校内での研修活動を充実させるとともに、児童生徒の実態に応じた実技指導講習会や体育指導についての専門家を招へいた講習会の一層の充実、体育学習の参考資料の作成配布などにより、教員の指導力の向上を図ります。

指導者講習会写真

④ 学校体育研究団体間の連携促進

各学校種でそれぞれで活動している学校体育研究団体が、12年間を見通した体育学習の観点から連携できるよう、学校体育研究連合会の育成・支援に努めます。

⑤ 体育的行事の促進

体育的行事は、取り組む過程も含めて、児童生徒の体力向上につながる活動であるとともに、人間関係が希薄化している傾向の中にあって、学年の枠をこえた異年齢間の交流促進やクラスの仲間との連帯感を強めるなど、学校教育の中でも重要な活動です。

また、より充実した学校行事を推進するため、地域住民の参加や、ボランティアによる行事への協力、さらに、児童生徒が地域のスポーツ大会に参加できる体制づくりなど、地域と連携した体育的行事の活性化に取り組めます。

(2) 体力・運動能力の向上

① 体力テストの分析と活用

本県では平成10年度から「新体力テスト」を全校で実施し、児童生徒の日常生活の属性調査も含めて測定値の分析を大学研究者等と連携を図り行っています。また、平成15年度からは、体力と生活習慣との関連を調査し分析しています。

各学校において体力テストの結果を分析する場合、昨年との比較や全国・県平均との比較だけでなく、生活習慣との関連で評価したり、体力に関する意識調査を行い、体力に関する意識との関連で評価するなど、多角的な評価に取り組めるよう支援します。

② 基礎体力の向上をめざした学校教育活動

体力テストを積極的に実施し、児童生徒の体力の現状把握に努めるとともに、その結果を踏まえ、体育学習や総合的な学習の時間、体育的行事、運動部活動など、学校教育活動全体を通して、創意工夫をこらした体力づくりの取組の充実を図れるよう支援します。

③ 体力向上キャンペーン活動の充実

メディアや広報紙、スポーツ選手等を活用した体力向上に向けたキャンペーン活動や、学校・家庭・地域が連携し、生活習慣の改善も含め、子どもの体力向上を目指したキャンペーン活動を実施し、スポーツ活動を行う習慣づくりに努めます。

④ 幼児期における運動遊びの充実

子どもの発達段階に於いて、幼児期に運動遊びを通して様々な動きを獲得することは、大変重要です。運動遊びをする環境が少なくなっている現在、運動遊びや運動の機会を紹介したり、幼児期における運動遊びの重要性を啓発したりするなど、幼児の運動への興味関心を高めるとともに、充実した運動遊びができる環境づくりに努めます。

幼児の活動写真

⑤ 健康教育の充実と生活習慣の改善

「生活習慣チェックリスト(※2)」などを活用することにより、児童生徒の主体的な生活習慣の改善を図るとともに、調和のとれた食事、適切な運動、十分な休養・睡眠という「健康の3原則」を徹底させるなど、健康教育の充実と家庭への啓発を図ります。

(3) 運動部活動などの活性化

① 運動部活動の運営の改善充実

生徒の多様なニーズに対応するため、運動部活動の新たな形態（複数種目制など）を検討したり、学校や地域の実態等に応じて、複数合同による練習や大会参加などを推進します。

部活動写真

② 指導者の指導力向上

運動部活動を担当する教職員をはじめ、運動部活動や小学生のスポーツ活動に携わる地域の指導者を対象に、指導法や安全対策、競技力向上策を学んだり、優秀な指導者を招へいするなど、実技講習会や研修会の充実を図ります。また、運動部活動に情熱をもって取り組む指導者の育成確保に努めます。

③ 小・中・高等学校体育連盟との連携

鳥取県小学校体育連盟及び鳥取県中学校体育連盟（以下「県中体連」という。）・鳥取県高等学校体育連盟（以下「県高体連」という。）との連携・協力を促進し、児童生徒のスポーツ活動の充実を図ります。

④ 運動部活動（小学生のスポーツ活動を含む）と地域スポーツの連携

総合型地域スポーツクラブなど、地域のスポーツクラブとの連携・協力を促進するとともに、地域のスポーツ活動や行事等の運営にボランティアとして参加するなど、多様で総合的な活動を通して児童生徒の心身の健全な発達を目指すことができるよう積極的に地域との相互交流を推進します。

⑤ 地域の人材の活用

生徒に専門的な指導を提供できるように、地域におられる優れた人材の積極的な活用を推進するとともに、顧問と外部指導者との役割分担を明確にし、効率的・効果的な運営を図るなど、教職員が運動部活動に関わりやすい体制を工夫します。

外部指導者の活用数を記載

⑥ スポーツ国際交流の促進

スポーツによる国際交流を通し、相互理解を深め国際感覚を養うとともに、スポーツの普及・強化を図ります。

(4) 学校体育施設の開放促進

学校と地域のよりよきパートナーシップを確立するとともに、学校体育施設が地域のコミュニケーションの場となり、子どもたちの安全でより豊かな遊びや学習の場となるよう、学校が主導して積極的な開放を推進します。

Ⅲ 生涯スポーツの充実

1 生涯スポーツの現状と課題

21世紀の社会においては、健康の保持増進、体力向上などの視点からスポーツの重要性はますます高まっています。そのような中で、すべての人々が生涯の各時期においていつでも、どこでも、だれでも、いつまでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現を目指すことは、明るく豊かで生きがいのある生活を営むうえで大きな意義を持っています。

【運動・スポーツ実施率の向上】

平成12年度に調査された本県の運動・スポーツ実施率（成人が週1回以上スポーツをする割合）は34.8%であり、全国の推定値37.2%を下回っていましたが、平成16年度の調査では、44.3%（全国推定値38.5%）と前回の調査を、9.5%上回っていました。

しかしながら、スポーツ実施率50%以上まで引き上げ、それを定着させるためには、地域スポーツの振興が不可欠であり、各市町村やスポーツ関係団体等との連携を密にし、推進組織を一層整備することが必要です。

< 運動・スポーツ実施率 >

年 度	本 県 推 定 値	全 国 推 定 値	全 国 と の 比 較
平成12年度	34.8%	37.2%	-2.2%
平成16年度	44.3%	38.5%	+1.3%

（次回：平成21年度に実施予定）

【総合型地域スポーツクラブの活性化】

複数のスポーツを、いつでも・だれでも、日常的に行うことができる「総合型地域スポーツクラブ（※3）」は、平成19年度末現在、県内19市町村の内15市町で30クラブが活動しています。

今後の少子高齢化を考える時、各市町村で、それぞれの地域の実態にあったクラブ育成を進めていくことが必要です。

< 総合型地域スポーツクラブ数 >

区 分	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
クラブ数	14	22	26	30
設置市町村数	7	11	13	15

また、総合型地域スポーツクラブを含む地域のスポーツクラブを支援するための広域スポーツセンター（※4）を設置し、スポーツ指導者やクラブマネージャー（※5）の養成を図るとともに、スポーツリーダーバンク（※6）を充実させ、有資格指導者の紹介を行ったり、クラブ間で情報が共有できるよう、広域スポーツセンターを中心としたネットワークづくりを進める必要があります。

【全国規模のイベント開催】

平成18年度に本県で開催された「第19回全国スポーツ・レクリエーション祭」は、全国から約9万人の皆様に参加いただき、多くの成果を得ることが出来ました。これからは、この祭典が、一過性のイベントで終わることなく、いつでも、どこでも、だれでも、いつまでも、みんなで気軽に楽しむことができるスポーツ・レクリエーションの輪を県内及び全ての世代に広げ、地域に根ざした生涯スポーツの一層の振興を図ることが必要です。

【高齢者の健康づくり】

高齢化の進む本県にとって、高齢者の健康づくり、生きがいづくりのために、スポーツは欠かせないものです。今後も高齢者に適したニュースポーツ（※7）・軽スポーツ（※8）を取り入れたスポーツプログラムを提供し、高齢者のスポーツ参加を促すことが大切です。

【障害者のスポーツ活動】

障害者の人たちがスポーツに接する機会が少ないという現状を考えると、積極的にスポーツ活動に参加できるような環境整備や健常者も一緒になってスポーツを楽しむ機会の提供、障害のある人に配慮したスポーツ施設の整備、障害者スポーツ指導者の養成は非常に重要です。

【少年期のスポーツ活動】

子どもに目を向けてみると、屋外での運動や遊びの機会が減少し、体力・運動能力の低下傾向や仲間づくりが苦手な子どもが増えています。特に本県では、近年、小学校低学年において体力低下が著しいことから、幼児期からの運動習慣（外遊び）の必要性が叫ばれています。

中・高学年では、運動実施の二極化傾向が見られ、スポーツ少年団などで活発に活動する子どもと学校の体育授業のみで、放課後や休みの日でもほとんど運動しない子どもに分かれる状況があります。中・高等学校の運動部活動においては、少子化による部員数・部活動数の減少や活動経験のある指導者を配置できないなどの課題が生じています。

また、少年期のスポーツ活動は、生涯を通して豊かなスポーツライフを送るために、運動の習慣化を図り、生涯を通して楽しむことのできるスポーツを獲得する上での基盤づくりの段階です。そのため、スポーツとの「良い出会い」が重要であり、スポーツの楽しさを体験させることが必要です。

従って、少年期におけるスポーツ指導者は、勝敗にこだわり過度の練習をする勝利主義ではなく、個々の子どもの発達段階に応じた練習や指導など、青少年健全育成の理念に基づいた活動を心掛けることが必要です。

【心身の健康保持】

県民の生活環境の変化や高齢化社会の進展により、生涯にわたって一人ひとりが、心身の健康を保持増進していくために、日常的・継続的な運動・スポーツの実践が不可欠であり、「健康づくりとしてのスポーツ」を提唱する必要があります。

2 生涯スポーツの充実方策

(1) 地域におけるスポーツ活動の活性化

① 総合型地域スポーツクラブの設立及び育成

地域の中でスポーツに親しむ環境づくりとして、子どもから高齢者、障害のある人を含めてさまざまな種目を楽しむことができるような総合型地域スポーツクラブの全県的な設立及び育成を推進します。

そのために、総合型地域スポーツクラブの意義や必要性を認識していただくための啓発促進に努めるとともに、総合型地域スポーツクラブの設立、運営についてのノウハウや運営団体が組織の継続性、透明性を高め、地域でのスポーツ振興活動をより一層活発に行うために必要な情報を提供するなど（財）鳥取県体育協会（以下「県体育協会」という。）等と連携を取りながら支援します。

- ・総合型地域スポーツクラブ設立に向けての啓発活動
- ・総合型地域スポーツクラブ育成に関する支援
- ・総合型地域スポーツクラブNPO法人化の推奨

総合型地域スポーツクラブの写真

② 広域スポーツセンターによる支援

総合型地域スポーツクラブの設立及び運営にあたり、スポーツ活動全般について効率的な支援をする必要があります。

このため、鳥取県スポーツセンター内に広域スポーツセンターを設置し、次の業務を行います。

○広域スポーツセンターが行う業務

- ・広域スポーツセンター機能について検討するための企画委員会の開催
- ・総合型地域スポーツクラブ関係者を対象とした連絡協議会の設置
- ・総合型地域スポーツクラブマネージャー研修会の開催
- ・総合型地域スポーツクラブ説明会の開催
- ・総合型地域スポーツクラブ育成についての市町村等への巡回指導
- ・有資格スポーツ指導者等の紹介
- ・県内スポーツ関連情報ネットワークの整備

③ NPO法人等との連携

生涯スポーツを推進するNPO法人等と連携を図り、地域におけるスポーツ活動の活性化に努めます。

④ プロスポーツ団体等との連携

ガイナレ鳥取が誕生し、ガイナレ鳥取の選手・スタッフが、サッカースクールを開催するなど、プロスポーツも地域に密着した活動に積極的に取り組むようになってきました。

このような状況を踏まえ、県としてもプロスポーツ団体等と連携を図り、トップアスリートの講演会やスポーツ教室の開催など地域スポーツの普及や競技力の向上につながるよう幅広いスポーツの振興を推進します。

(2) スポーツ環境の充実

① スポーツ指導者の養成と活用

県民の多様化するスポーツニーズに応えるため、国が行う指導者養成事業を活用したり、関係機関・種目団体と連携を図りながら、年齢やレベル、目的に応じた指導ができるスポーツ指導者の養成に努めます。

また、指導者のための研修会や講習会を広く開催し、指導者としての指導力の向上に努めます。

すでに県が設置しているスポーツリーダーバンクと広域スポーツセンターの情報ネットワーク等とを連携させ、県民が活用しやすい指導者情報の提供に努めます。

- ・指導者資格取得の奨励（種目指導者、地域スポーツ指導者等）
- ・指導者指導力向上のための研修会、講習会の開催
- ・少年スポーツ指導者の指導力向上
- ・地域指導者としての体育指導委員の資質向上
- ・スポーツリーダーバンクの充実及び活用促進

② 体育施設とスポーツサービスの充実

ア 県立体育施設

スポーツを通じた広範囲な人々の交流を促進するため、県立の体育施設を本県の中核的なスポーツの拠点として位置づけ、全国大会、広域ブロック大会や全県的なスポーツイベントの開催が可能となるよう全県的立場に立った拠点施設の整備を促進します。

また、県立の体育施設は中核的なスポーツの拠点という役割だけでなく、県民の日常的なスポーツ活動を支える場として、だれもが気軽に利用できる親しみやすい施設であることも必要で、そのためにはスポーツ教室などのプログラムサービスやスポーツに関する相談体制の充実、さらには県民の日常スポーツ活動を支援するスポーツ情報の提供など、施設サービスの充実に努めます。

イ 学校体育施設

身近な地域でのスポーツ・レクリエーション活動を推進するために、また総合型地域スポーツクラブの拠点づくりの観点から、学校体育施設を「開放型」から学校と地域社会の「共同利用型」へ移行し、学校と地域が連携・協力して地域の教育力を高めるといった視点に立った取り組みを促進します。

ウ 市町村立体育施設

市町村の体育施設は、地域住民のニーズに幅広く対応し地域住民がより利用しやすい施設となるよう市町村と連携を取りながら、人にやさしい施設・設備の改修に努め、望ましい管理方法の在り方などについて検討していくことが必要です。

③ スポーツボランティアの確保

各種スポーツイベントや県民のスポーツ活動等に主体的に参画し支援するスポーツボランティアの確保に努めます。

④ スポーツ情報の提供

生涯スポーツに関する情報提供について、県の関係組織や民間の関係団体と連携して広く有用な情報発信に努めます。

(3) 生涯スポーツ関連事業の充実

① 鳥取県民スポーツ・レクリエーション祭の充実

従前の鳥取県民体育大会からの移行趣旨を踏まえ、子どもから高齢者までより多くの県民が競技者、運営者、応援者、スポーツボランティアなどさまざまな形で参加できる、本県最大の生涯スポーツの祭典として「鳥取県民スポーツ・レクリエーション祭」を開催し、県民総参加型の祭典となるよう市町村や種目団体等との連携を図りながら充実していきます。

② みんなでスポーツ「スポレクトリピーフェスタ」～全国スポレク祭開催記念～（以下「トリピーフェスタ」という。）の開催

平成18年度に全国各地からスポーツ・レクリエーションの愛好者が集う生涯スポーツの祭典「全国スポーツ・レクリエーション祭」が鳥取県で開催されました。その開催が本県の生涯スポーツ振興に多大な成果をもたらせました。その取り組みや成果を一過性のものにせず、全県において、ニュースポーツやレクリエーションスポーツの普及促進を支援し運動・スポーツの日常化を図るとともに生涯にわたる豊かなスポーツライフや健康づくりの実現に努めるために、「トリピーフェスタ」を開催します。

③ スポーツ・レクリエーション団体の育成支援

県民のスポーツニーズの多様化に伴い本県でも新たなスポーツ・レクリエーション団体が誕生している現状があります。全国スポーツ・レクリエーション祭の開催を契機に、鳥取県レクリエーション協会等との連携を図りながら新しいスポーツ・レクリエーション団体の組織整備を支援します。

④ 気軽に参加できるスポーツイベントの奨励

全国的なスポーツ交流イベントへの参加や、「市町村民スポーツ・レクリエーション祭」等の開催を市町村に働きかけるなど、県民に対する多様なスポーツイベントの提供に努めます。

(4) 高齢者・障害者スポーツの振興

① 高齢者や障害者が取り組みやすいスポーツ・レクリエーション活動の普及

高齢者が活力に満ちていきいきと健康な毎日を送る「生活の質」のさらなる向上を図るために、また、障害のある人が障害にかかわらず、積極的にスポーツに慣れ親しむことのできる環境を整備するために、市町村や種目団体、高齢者・障害者スポーツ関係団体等と連携を図りながら高齢者や障害のある人が取り組みやすいスポーツ・レクリエーション活動の普及に努めます。

トリピー フェスタ

高齢者体操教室
写真

② 高齢者・障害者の参加しやすいスポーツ教室の開催

鳥取県社会福祉協議会・鳥取県障害者スポーツ協会等と連携を図りながら「トリピーフェスタ」等参加しやすい体制を構築するなど全県的な取り組みとなるよう働きかけます。

③ 高齢者・障害者が利用しやすいスポーツ施設の整備・改善

高齢者や障害者が日常的に安心してスポーツ活動が出来るように、高齢者や障害者に配慮した施設の整備・改善を関係者や団体に働きかけるとともに、県営施設の改善を進めます。

(5) 少年スポーツ活動の充実

① 青少年健全育成の理念に基づいた活動の奨励

少年期のスポーツ活動は、勝敗にこだわるのではなく主たる種目以外にいろいろなスポーツを体験させたり、スポーツ活動以外にも仲間との交流や奉仕活動をさせたりするなど青少年育成の理念に基づいた活動を奨励します。

② 市町村及びスポーツ団体との連携による研修機会の充実

少年期のスポーツ活動は、発育・発達段階を考慮した指導が大切です。そのため、指導者の指導力の向上を図ることが重要であり、より多くの指導者が研修を積むことができるように、市町村及びスポーツ団体と連携し研修機会の充実を図ります。

③ 少年スポーツクラブに対する支援協力体制の整備

少年期のスポーツ活動を充実させるためには、保護者、指導者、学校、地域等が連絡協議会を組織するなど、少年スポーツクラブに対する支援協力体制を整備することが必要です。

(6) 健康づくりの推進

① 地域における健康づくり

市町村や市町村体育指導委員協議会、社会福祉協議会及び老人クラブ連合会等と連携し、健康的な生活習慣や身体機能に応じた運動の実践を勧め、地域における健康づくりを推進します。

② 幼児期からの健康づくり・体力づくり

幼児期の頃から、望ましい生活習慣を身に付けさせ、遊びや体を動かすことを通して爽快感や楽しさを実感できるような健康づくり・体力づくりを推進します。

③ 環境整備

個人を取り巻く、家庭・地域・学校・職場などが連携し、一人ひとりの取組みを支援していくために県民の意識向上を図り、余暇時間の活用を進めます。

(7) 関係部局等の連携

総合的・効果的なスポーツ行政の推進にあたり、社会福祉・健康づくりやまちづくり等のスポーツ活動に資する施策を行う関係部局等との連携・協力を図ります。

IV 競技スポーツの総合的な向上

1 競技スポーツの現状と課題

スポーツ活動そのものを楽しむだけでなく、各種大会に参加したり、自己の限界に挑戦し、記録や技術の向上を目指す競技スポーツは、達成感や仲間との連帯感を醸成するなど大きな意義を持っています。

自分自身の努力や練習によって記録や技術が向上していくことは、スポーツ活動を通して自己を実現できる貴重な機会でもあります。

このようなスポーツとの関わりの中で、トップアスリートの姿に夢を託し、あるいは自身の姿とオーバーラップさせる等して、競技スポーツは人々に大きな夢や希望、感動や勇気を与えるものです。

いうまでもなく、目の前で繰り広げられる競技大会等に、本県出身の身近な選手が存在するとなればなおさらです。

すなわち、競技スポーツの振興は、県民のスポーツに対する関心や意欲を高めるだけでなく、多くの県民に夢と希望、感動と勇気を与え、郷土愛を育むとともに、本県の活性化にも大きく寄与するものでもあります。

【国民体育大会の成績】

近年の国民体育大会成績など本県の競技スポーツを取り巻く状況をみると、一部の競技での活躍は見られるものの、決して満足できる結果を残しているわけではありません。

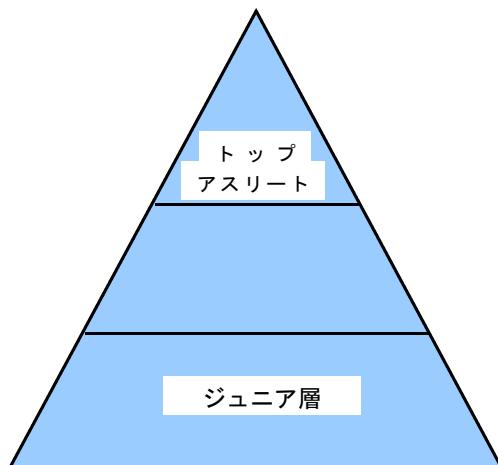
<近年の国民体育大会成績>

	静岡国体 (H15)	埼玉国体 (H16)	岡山国体 (H17)	兵庫国体 (H18)	秋田国体 (H19)
総合成績	42位	42位	39位	45位	43位
競技得点	287.5点	290.5点	376点	275点	331.5点

競技力の指標の一つである国民体育大会において総合成績30位台（競技得点300点台）の定着を図るためには各競技団体等と連携を図りながら競技力を高める取り組みをしていく必要があります。

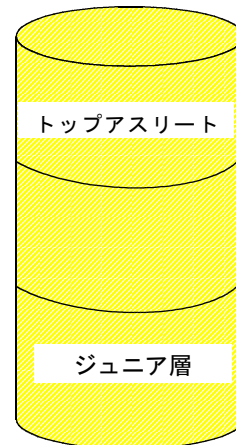
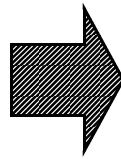
【選手の育成と指導体制】

人口が少ない本県にとって選手層の薄さは恒久的な課題であり、一般的な山型（ピラミッド型）の強化体制に頼っていたのでは、なかなか高い頂上を得ることはできません。このような中で、いかに円筒形に近い形で強化を推進していくかを考えていく必要があります。



〔一般的な考え方〕

底辺を広げて山を高くする



〔本県における考え方〕

底辺の広がりには限界がある
ので大切に育成する

そして、少ない選手の中から少しでも多くの優秀な選手を輩出するためには、選手育成・選手強化の段階において適切な指導ができる優秀な指導者の育成と確保が必要となります。

しかも、各年代の選手を指導する指導者の間で十分な意思統一がなされ、その上に成り立った「一貫指導体制」によって、計画的・効率的に選手の育成と強化が図られなければなりません。

このような体制の下、素晴らしい指導者に育てられた子ども達が、将来、自ら指導者として鳥取県へ帰り、また子ども達の育成に携わっていくという好循環を生み出す必要があります。

【競技力向上のための環境整備】

これらの指導体制が有効かつ円滑に機能するためには、指導者や選手を取り巻く諸条件や環境が整備されることも必要になってきます。

実践経験を積むための対外試合等も、他県に比べて多くの時間と経費を要する本県の立地条件から考えると決して充分とは言えません。社会人の受け皿となる企業も少なく、少子化や価値観の多様化等に伴う競技スポーツ離れが加速する中、本県の競技スポーツは、ますます厳しい状況を迎えることが予想されます。

【関係団体との連携強化】

本県競技力の総合的なレベルアップを図るために、県、市町村、県体育協会、各競技団体や関係機関が連携し、中・長期的な展望に立った一貫性のある競技力向上策を推進していく必要があります。

2 競技スポーツの充実方策

(1) 推進組織の拡充及び連携

① 県体育協会・加盟競技団体の拡充

競技力向上に携わる県体育協会及び加盟競技団体の組織拡充を支援するとともに選手強化のための体制づくりを支援します。

② **中・高等学校体育連盟との連携支援**

効率的な少年強化事業を推進するため、県中体連、県高体連及び競技団体とが密接な連携を図れるよう支援します。

③ **鳥取県スポーツセンターによる支援の充実**

県スポーツセンターでの、競技スポーツに関する相談や研修、情報提供等の支援活動を強化します。

④ **ジュニア層の育成・強化**

ジュニア（児童・生徒）層の育成・強化を図るため、関係機関等（学校、総合型地域スポーツクラブ、ジュニアクラブ等）との連携を進め、競技に対して関心・意欲や技能の高い児童・生徒をさらに伸ばすよう努めます。

(2) 指導体制の確立

① **一貫指導体制の確立と指導者との連携強化**

ジュニア期（小～高）を通して発達段階に応じた一貫指導が行えるよう、競技スポーツ関係者の連携・協力が図れる指導体制の整備を推進します。

ア 競技団体の強化指導体制確立

選手育成・選手強化事業を効果的に推進するためには、各競技団体がマネージメントコーチやジュニア各期担当コーチ、成年担当コーチ等の各種別コーチをはじめ、スポーツドクター、トレーナー等の強化スタッフを配置するなど、組織としての強化体制の確立が望まれることから、これらの体制づくりを支援します。

イ 競技者育成プログラムの作成

各競技ごとに競技団体関係者や小・中・高等学校の指導者（教職員、外部指導者等）が一貫した指導理念のもとに長期的、計画的な育成・強化を行うための研修交流を行い、共通理念に基づいた「競技者育成プログラム」の作成を働きかけます。

ウ 競技間指導者交流会議等の開催

競技の枠を越えた指導者間の交流会議等を開催し、強化の実際的知識・技能情報や有望選手の発掘方法等について情報交換を行なうなど、競技団体間の連携を図れるよう支援します。

② **指導者の養成と確保及びその活用**

科学的なデータに基づく指導、最新技術の研究や的確な情報の収集・分析を行なうことができる資質の高い指導者の養成と確保に努めます。

ア 指導者研修会の充実

指導者を対象に、体系的なコーチングの理論研修や実習を含むスポ

ーツセミナーを開催する等、高度な指導知識と的確な情報を確保できる能力の開発に努めます。

イ アドバイザーコーチの招へい

全国トップレベルの優秀な指導者をアドバイザーコーチとして年間を通して計画的に招へいし、技術・戦術等について指導を受けることにより、競技力の向上と指導者の指導力向上を図ります。

ウ 指導者認定制度の活用

日本体育協会公認指導者資格制度による資格取得を促し、競技団体との連携による計画的な指導者養成を図ります。

エ 学校運動部活動指導者の適正配置

学校運動部活動の活性化を図るため、優秀な指導者の適正配置や外部指導者制度の拡充等に努めます。

(3) 選手の確保と育成強化

① 優秀選手の確保

ジュニア期における選手の発掘・育成に主眼を置きながら、競技団体との連携をもとに国民体育大会ふるさと選手制度等を有効に活用し、本県選手として活躍できる環境を整え成年優秀選手の確保に努めます。

また、県体育協会と連携しながら県外出身の優秀選手の確保にも努めます。

国体写真

② 選手の育成・強化

ア 選手（チーム）指定強化

国民体育大会をはじめとする全国大会や中国大会等で優秀な成績を収めるため、重点的強化競技を中心に入賞可能な選手（チーム）を指定し、県内外での強化事業が計画的・効率的に図れるよう支援します。

また、選手層の薄い本県の現状から、少年強化については複数年間で指定し強化事業を実施します。

イ 一貫性のある中・長期的な選手育成・強化

各競技団体は、中・長期的な観点に立った競技力向上方策を検討し、ジュニアからトップレベルまで一貫した指導理念のもとに系統的に育成・強化システムの確立に努めます。

ウ ジュニアクラブの育成

特に競技人口が少ない競技については、競技団体と連携を図りながら、ジュニア期からその競技の楽しさに触れさせるなど継続してその競技が続けられるよう、小・中学生を対象とするジュニアクラブの育成を支援します。

また、ジュニアクラブの育成支援と併せ、競技の特性や地理的・施設の条件等を加味しながら地域や学校が一体となって選手育成に取り組めるスポーツ拠点づくりに努めます。

エ 中学生優秀選手の育成

県中体連・競技団体との連携をもとに、各中学校での運動部活動の枠を越えて、優秀選抜選手による合同練習を行うなど、一貫指導による県内中学生の競技水準の向上が図れるよう支援します。

オ 高等学校強化拠点校の指定

高等学校における運動部活動の強化拠点校を指定し、県高体連・各高等学校と連携しながら高等学校運動部活動の活性化を支援します。

カ 企業スポーツクラブ・社会人クラブへの支援

企業スポーツクラブが取り組む選手強化を支援し、特色ある企業スポーツの育成強化に努めます。

また、近年の企業スポーツの撤退という状況に鑑み、競技力向上を目指して、積極的に全日本選手権等の全国大会に参加している社会人クラブを支援します。

キ 県外優秀チームの招へい

県外の優秀チーム（大学・企業・高校・クラブチーム等）を招へいし、合同練習・合宿などを行うことにより、選手強化（指導者資質向上含む）が図れるよう支援します。

ク スポーツ教室への指導者派遣

県立体育施設や県スポーツセンターのスポーツ指導員等を市町村や競技団体等が主催するスポーツ教室に講師として派遣し、ジュニア層の体力づくりや基本的な技術の習得に役立てます。

ケ 中核となる体育施設におけるトレーニングセンター的側面の導入

ジュニア層の優秀な人材（選手）を発掘して、一貫指導により個性の伸張と能力の開発を行う体制をつくるため、中核となる体育施設を拠点とする選手強化のためのトレーニングセンター方式の積極的導入を検討します。

（４）スポーツ医・科学（※９）の積極的導入及びその活用

① 医・科学サポート体制の充実

競技者が積極的に医・科学トレーニングを取り入れることが出来るような環境を整備します。

② トレーニングプログラムの開発・紹介

競技団体指導者や民間ジムのトレーナー等の協力を得て、スポーツ科学に裏付けられた確かなトレーニングプログラムの開発に努めます。

③ メディカルチェック体制の確立

スポーツドクターの協力を得て、全国大会に出場する選手のメディカルチェック並びに医事相談の体制を整えます。

④ スポーツ科学研修の開催

トレーナー養成講習会等の研修会を開催し、スポーツ科学の成果を競技力向上に生かします。

トレーナー養成講習会
写真

(5) スポーツ国際交流の推進

環日本海交流をすすめる本県の特性を活かし、環日本海沿岸諸国をはじめ、近隣諸国とのスポーツ交流を積極的に推進し、スポーツを通じて国際親善に努めるとともに、本県の競技力の向上に役立てます。

① 指導者の交流

スポーツ国際交流員の招致や沿岸諸国の優れた指導者との交流を推進し、指導者の指導力の向上と競技力向上を図ります。

② 競技団体・選手の交流

環日本海沿岸諸国をはじめ、本県と友好関係にある海外諸地域と選手団の相互派遣を行い、競技団体相互、選手相互の友好親善と競技力向上に努めます。

※県体育協会と韓国江原道体育会は、交流姉妹提携を締結済（平成13年11月）

(6) 競技力向上に係る諸条件の整備充実

① 競技力向上のための環境整備

各競技団体が取り組む強化事業に対して、各種体育施設やトレーニング施設が有効活用できるよう支援するとともに、選手強化に必要な器具用具を整備し、国民体育大会・全国大会等で活躍できる選手への練習環境整備の充実に努めます。

② 情報の収集と提供

競技者や指導者のニーズにあった情報の収集と提供に努めます。

③ スポーツ傷害保険への加入促進と支援

競技者のスポーツ傷害保険への加入を促進させるとともに、強化指定選手が安心して強化事業に取り組めるよう支援します。

④ 選手・指導者の強化事業への参加体制の確立

選手・指導者が競技団体の計画する強化事業に参加しやすいよう関係団体や学校に協力体制を働きかけます。

(7) 競技スポーツに対する県民意識の高揚

マスメディア、県広報誌、インターネット等を活用し、本県（出身）選手の活躍を幅広く広報するとともに、活躍した選手・指導者の顕彰を充実させ、競技スポーツに対する県民意識の高揚に努めます。

用語解説

※1 新体力テスト (P3)

国民の体力・運動能力の現状を明らかにし、体育・スポーツ活動の指導と行政上の基礎資料とするために文部科学省が実施している体力・運動能力調査。平成11年に国民の体位の変化、スポーツ医・科学の進歩、高齢化の進展等を踏まえ、昭和39年から行われてきた調査を現状にあったものに全面改定した「新体力テスト」を導入した。

※2 生活習慣チェックシート (P7)

今の自分の生活習慣を見つめ直し、改善ポイントを見つめるためのチェックシート（例：文部科学省「子どもの体力向上」ホームページ参照(<http://www.recreation.or.jp/kodomo/index.html>)

※3 総合型地域スポーツクラブ (P9)

地域の子どもから高齢者まで様々なスポーツを愛好する人々が、それぞれの好みに応じて気軽に参加できるように複数の種目を行うスポーツクラブ。

※4 広域スポーツセンター (P10)

広域スポーツセンターは、総合型地域スポーツクラブの創設や運営などの支援を行う機関。本県では、平成16年度から設立済み。

※5 クラブマネージャー (P10)

総合型の地域スポーツクラブなどにおいて、人・モノ・金・情報・ノウハウなど経営に必要な資源をやりくりしてクラブの維持や発展を促す人。

※6 スポーツリーダーバンク (P10)

県民のスポーツ活動の普及振興を図るため、適切なスポーツ指導者を派遣できるように、そのスポーツ指導者を登録する制度。

※7 ニュースポーツ (P10)

競技性よりも、誰もが参加し、楽しむことが出来るスポーツ。

※8 軽スポーツ (P10)

運動量、ルール、精神的疲労度などが、他のスポーツに比べて軽度で、参加者に合わせた柔軟な対応やルールの改良、道具の工夫できるスポーツ。

※9 スポーツ医・科学 (P20)

スポーツ活動を生理学的、生態力学的、心理学的、栄養学的、病理学的な面からとらえ研究する学問分野。これからの知識や研究成果をスポーツの現場に応用し、スポーツ活動の機能的能力の増進のほか、スポーツ障害等の予防や生活改善などに役立っている。

鳥取県スポーツ振興計画の策定スケジュール等について

スポーツセンター

鳥取県スポーツ振興計画（以下「振興計画」という。）については、平成20年度中の策定を目指して作業中（検討中）であるが、策定に向けた今後のスケジュールについては、下記のとおり考えているところである。

記

1 策定の根拠

スポーツ振興法（以下「法」という。）第4条第3項の規定により、「都道府県及び市町村の教育委員会は、その地方の実情に即したスポーツの振興に関する計画を定めるもの」とされていることから、このたび振興計画を策定するものである。

2 策定に向けてのスケジュール（案）

時 期	概 要
20年9月9日	<ul style="list-style-type: none"> 7月22日に開催された教育審議会生涯学習分科会での意見を踏まえて、定例教育委員会へスポーツ振興計画案を提出
(下旬)	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関との協議（県関係部署、市町村、スポーツクラブ関係者等）
10月	<ul style="list-style-type: none"> 定例教育委員会での意見を踏まえて、振興計画案を修正の上、パブリックコメントを実施 振興計画案のパブリックコメント実施について県議会（常任委員会）へ報告
	(パブリックコメントへの対応)
11月	<ul style="list-style-type: none"> パブリックコメントの意見等を踏まえて、振興計画案を修正の上、教育審議会生涯学習分科会に再提出 パブリックコメントの結果を議会（常任委員会）へ報告
21年1月	<ul style="list-style-type: none"> 今までの各議論を踏まえて、振興計画案を修正の上、定例教育委員会へ提出
2月	<ul style="list-style-type: none"> 教育審議会生涯学習分科会へ最終振興計画案を提出
3月	<ul style="list-style-type: none"> 定例教育委員会で振興計画を最終決定
4月	<ul style="list-style-type: none"> 各関係機関へ振興計画を周知

<参 考>

47都道府県のうちスポーツ振興計画を策定していないのは鳥取県だけである。

国のスポーツ振興基本計画と鳥取県スポーツ振興計画の比較表

国のスポーツ振興基本計画	鳥取県スポーツ振興計画
<p>【計画の背景】 スポーツ振興法の規定に基づき、平成12年9月に文部大臣告示として策定(平成13年度～22年度の10年計画) 計画策定から5年が経過したことに伴い、中央教育審議会スポーツ・青少年分科会の意見を踏まえ、平成18年9月に計画を改定。</p>	<p>【計画の背景】 国のスポーツ振興基本計画に基づき、鳥取県教育審議会生涯学習分科会の意見を踏まえ、平成21年3月に策定予定。(平成21年度～30年度の10年計画。5年経過後必要に応じて見直し)</p>
<p>【計画のねらい】 スポーツの機会を提供する公的主体及び民間主体と利用する住民や競技者が一体となった取り組みを積極的に展開し、一層のスポーツ振興を図ることにより、21世紀における明るく豊かで活力ある社会の実現を目指す。</p>	<p>【計画のねらい】 スポーツ振興を総合的にとらえ、県民が生涯を通じて欠くことのできない文化の一つとして、スポーツを生活の中に定着させ、様々な年代の人々が豊かなスポーツライフを目指し、心豊かで活動的な地域スポーツ社会の実現を目指す。</p>
<p>【計画の概要】 スポーツの振興を通じた子どもの体力向上方策</p> <div data-bbox="188 875 778 1003" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>子どもの体力について、スポーツの振興を通じ、その低下傾向に歯止めをかけ、上層傾向に転ずることを目指す。</p> </div> <p>< 不可欠施策 > ・子どもの体力の重要性について正しい認識を持つための国民運動の展開。 ・学校と地域の連携による、子どもを惹きつけるスポーツ環境の充実。</p>	<p>【計画の概要】 学校体育・スポーツ活動の充実</p> <div data-bbox="810 860 1401 972" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>生涯にわたってスポーツに親しむ能力や体力・運動能力の向上、健康の保持増進の基礎を培う。</p> </div> <p>< 基本目標 > ・新体力テストの全項目において、全国平均を上回り、上昇傾向にすることを旨とする。</p>
<p>地域におけるスポーツ環境の整備充実方策</p> <div data-bbox="188 1256 778 1402" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>生涯スポーツ社会の実現のため、できる限り早期に、成人の週1回以上のスポーツ実施率が50%となることを目指す。</p> </div> <p>< 不可欠施策 > ・2010年までに、全国区の各市町村において少なくとも1つは総合型地域スポーツクラブを育成。 ・2010年までに、全国区の各市町村において少なくとも1つは広域スポーツセンターを育成。</p>	<p>地域における生涯スポーツの充実</p> <div data-bbox="810 1234 1401 1373" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>県民のだれもが、いつでも、どこでもいつまでも生涯を通じてスポーツや運動を気軽に楽しむことができる生涯スポーツの振興を目指す。</p> </div> <p>< 基本目標 > ・成人週1回以上の運動・スポーツ実施率50%以上を目指す。</p>
<p>我が国の国際競技力の総合的な向上</p> <div data-bbox="188 1688 778 1800" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>オリンピックにおけるメダル獲得率が、夏季・冬季合わせて3.5%となることを目指す。</p> </div> <p>< 不可欠施策 > ・ジュニア期からトップレベルに至るまで一貫した理念に基づき最適の指導を行う一貫指導システムの構築。 ・競技別強化拠点の指定と支援。 ・指導者の養成確保。 ・競技者が安心して競技に専念できる環境の整備</p>	<p>競技スポーツの総合的な向上</p> <div data-bbox="810 1688 1401 1800" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>県民に夢や活動を与え、スポーツ活動意欲を喚起させたり、全国や世界で活躍できる競技者の育成を図る。</p> </div> <p>< 基本目標 > ・競技力の指標の1つである国民体育大会において総合成績30位台(競技得点300点台)の定着を目指す。</p>

スポーツ振興計画策定状況一覧（都道府県）

平成20年6月24日現在

	スポーツ振興計画名	形態	計画期間	計画期間
1	北海道 第二次北海道スポーツ振興計画	単独	H20年4月～	概ね10年
2	青森 あおもりスポーツ立県推進プラン	単独	H12年4月～H21年3月	10年間
3	岩手 岩手県スポーツ振興計画4カ年プラン	単独	H19年～H22年	4年間
4	宮城 宮城県スポーツ振興基本計画	単独	H15年度～H24年度	10年間
5	秋田 あきた21総合計画 (施策E 楽しさは必ずむスポーツ王国づくり)	総合	H12年4月～H23年3月	11年間
6	山形 山形県スポーツ振興計画	単独	H14年3月～H24年3月	10年間
7	福島 うつくしまスポーツプラン2010	単独	H15年4月～H23年3月	8年間
8	茨城 茨城県スポーツ振興基本計画 ーいばらきいきいきスポーツプランー	単独	H16年～H25年	10年間
9	栃木 とちぎスポーツ振興プラン21	単独	H13年4月～H23年3月	10年間
10	群馬 ぐんまスポーツプラン	総合	H18年4月～H23年3月	5年間
11	埼玉 埼玉県スポーツ振興計画 「彩の国スポーツプラン2010」	単独	H11年4月～H23年3月	12年間
12	千葉 千葉県体育・スポーツ振興計画	単独	H19年4月～H24年3月	5年間
13	東京 東京都スポーツ振興計画 「東京スポーツビジョン」	単独	H14年7月～H25年6月	12年間
14	神奈川 神奈川県スポーツ振興指針 「アクティブかながわ・スポーツビジョン」	単独	H16年12月～H27年	10年間
15	新潟 県民スポーツ振興プラン	単独	H18年12月～H28年	11年間
16	富山 富山県新世紀スポーツプラン	単独	H13年4月～H22年3月	10年間
17	石川 石川県スポーツ振興基本計画 「石川のスポーツビジョン」	単独	H15年4月～H24年3月	10年間
18	福井 福井県スポーツ振興プラン	単独	H10年3月～H22年	12年間
19	山梨 やまなしの教育基本計画（スポーツ部門）	総合	H16年4月～H26年3月	10年間
20	長野 長野県スポーツ振興計画 ～豊かなライフプランにスポーツを～	総合	H20年2月～H24	5年間
21	岐阜 ぎふスポーツ振興計画	単独	H17年～H26年	10年間
22	静岡 静岡県スポーツ振興基本計画	単独	H17年4月～H23年3月	6年間
23	愛知 スポーツあいち さわやかプラン ー21世紀の豊かな生涯スポーツ社会を築くためにー	単独	H15年4月～H24年3月	10年間
24	三重 第6次三重県スポーツ振興計画	単独	H19年～H22年	4年間
25	滋賀 滋賀県生涯スポーツ振興計画 「滋賀のスポーツデザイン2010」	単独	H14年4月～H22年3月	8年間
26	京都 京都府スポーツ振興計画	単独	H16年3月～H26年3月	10年間
27	大阪 大阪府生涯スポーツ社会づくりプラン	単独	H8年～H22年	15年間
28	兵庫 兵庫県生涯スポーツ振興計画 スポーツルネッサンス・プラン	単独	H13年3月～H23年3月	10年間
29	奈良 奈良県スポーツ振興計画 ーならスポーツ新時代ー	単独	H17年4月～H26年3月	10年間
30	和歌山 和歌山県スポーツ振興基本計画	単独	H19～H28	10年間
31	鳥取 鳥取県スポーツ振興計画（策定中）	単独	H21年4月～H31年3月	10年間
32	島根 島根県スポーツ振興計画	単独	H17年4月～H22年3月	5年間
33	岡山 晴れの国おかやま☆スポーツプラン	単独	H16年～H26年	10年間
34	広島 新広島県スポーツ振興計画	単独	H18年4月～H22年	5年間
35	山口 スポーツやまぐちきらめきプラン	単独	H13年4月～H23年3月	10年間
36	徳島 徳島県スポーツ振興基本計画 ～豊かなスポーツライフをめざして～	単独	H16年1月～H22年1月	7年間
37	香川 香川県スポーツ振興ビジョン	単独	H14年～H22年	10年間
38	愛媛 愛媛県スポーツ振興計画	単独	H15年3月～H30年3月	15年間
39	高知 高知県生涯スポーツ振興計画 「とさのスポーツプラン」	単独	H14年4月～H23年3月	10年間
40	福岡 福岡県スポーツ振興基本計画	単独	H16年4月～H25年3月	10年間
41	佐賀 佐賀県スポーツ振興基本計画	単独	H16年9月～H25年3月	10年間
42	長崎 ながさきスポーツビジョン(2005～2010)	単独	H17年～H22年	5年間
43	熊本 熊本県スポーツ振興計画	単独	H15年1月～H23年3月	9年間
44	大分 大分県スポーツ推進計画 ネオ・スポルコロス21	単独	H 6年4月～H21年3月	15年間
45	宮崎 宮崎県スポーツ振興基本計画	単独	H15年4月～H24年3月	10年間
46	鹿児島 21世紀新かごしま総合計画	総合	H13年～22年	10年間
47	沖縄 沖縄県スポーツ振興基本計画 ー豊かなスポーツ環境をめざしてー	単独	H14年～H23年	10年間

※ 埼玉県教育局市町村支援部スポーツ振興課における都道府県アンケート調査結果

スポーツ振興計画策定状況一覧（市町村）

平成20年7月1日現在

		スポーツ振興計画名	形態	計画期間	計画期間
1	鳥取市	第8次鳥取市総合計画	総合	H18年4月～H23年3月	5年間
2	米子市	新米子市総合計画	総合	H18年4月～H27年3月	10年間
3	倉吉市	倉吉市総合計画	総合	H18年1月～H22年	5年間
4	境港市	第7次境港市総合計画(中期基本計画)	総合	H13年4月～H23年3月	10年間
5	岩美町	無し			
6	八頭町	八頭町総合計画	総合	H17年12月～H21年3月	5年間
7	若桜町	第8次若桜町総合計画	総合	H19年4月～H24年3月	5年間
8	智頭町	無し			
9	湯梨浜町	第1次湯梨浜町総合計画	総合	H18年4月～H27年3月	10年間
10	三朝町	第9次三朝町まちづくりビジョン	総合	H18年4月～H22年3月	5年間
11	北栄町	新町まちづくり計画	総合	H17年3月～	
12	琴浦町	無し			
13	南部町	無し			
14	伯耆町	無し			
15	日吉津村	第5次日吉津村総合計画	総合	H18年4月～H23年3月	5年間
16	大山町	大山町総合計画	総合	H18年～H22年	5年間
17	日南町	無し			
18	日野町	日野町生涯スポーツ基本計画書	総合	H18年4月～H22年3月	5年間
19	江府町	第4次江府町総合計画	総合	H18年4月～H28年3月	10年間

スポーツ振興法（昭和36年法律第141号） 抜粋

（目的）

- 第1条 この法律は、スポーツの振興に関する施策の基本を明らかにし、もつて国民の心身の健全な発達と明るく豊かな国民生活の形成に寄与することを目的とする。
- 2 この法律の運用に当たっては、スポーツをすることを国民に強制し、又はスポーツを前項の目的以外の目的のために利用することがあつてはならない。

（計画の策定）

- 第4条 文部科学大臣は、スポーツの振興に関する基本的計画を定めるものとする。
- 2 文部科学大臣は、前項の基本的計画を定めるについては、あらかじめ、審議会等（国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第8条に規定する機関をいう。第23条において同じ。）で政令で定めるものの意見を聴かなければならない。
- 3 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第24条の2第1項の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）にあつては、その長）は、第1項の基本的計画を参しやくして、その地方の実情に即したスポーツの振興に関する計画を定めるものとする。
- 4 都道府県及び第18条第2項の審議会その他の合議制の機関が置かれている市町村の教育委員会（当該都道府県又は当該市町村が特定地方公共団体である場合にあつては、その長）は、前項の計画を定めるについては、あらかじめ、同条第三項に規定するスポーツ振興審議会等の意見を聴かなければならない。
- 5 第3項の規定により、地方公共団体の長がスポーツの振興に関する計画を定める場合には、あらかじめ、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

（スポーツ振興審議会等）

- 第18条 都道府県に、スポーツの振興に関する審議会その他の合議制の機関を置くものとする。
- 2 市町村に、スポーツの振興に関する審議会その他の合議制の機関を置くことができる。
- 3 前2項の審議会その他の合議制の機関（以下「スポーツ振興審議会等」という。）は、第4条第4項に規定するもののほか、都道府県の教育委員会若しくは知事又は市町村の教育委員会（当該市町村が特定地方公共団体である場合にあつては、市町村の教育委員会又はその長。以下この項において同じ。）の諮問に応じて、スポーツの振興に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して都道府県の教育委員会若しくは知事又は市町村の教育委員会に建議する。
- 4 スポーツ振興審議会等の委員は、スポーツに関する学識経験のある者及び関係行政機関の職員の中から、教育委員会が任命する。この場合において、都道府県の教育委員会は知事の、市町村の教育委員会はその長の意見を聴かなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、特定地方公共団体におけるスポーツ振興審議会等の委員の任命は、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴いて、地方公共団体の長が行う。
- 6 第一項から前項までに定めるもののほか、スポーツ振興審議会等の委員の定数、任期その他スポーツ振興審議会等に関し必要な事項については、条例で定める。